

鶴岡市再犯防止推進協議会設置要綱

(設置)

第1条 再犯の防止等の推進に関する法律（平成28年法第104号。以下「法」という。）の規定に基づき、鶴岡市における再犯の防止等に関する施策を総合的かつ効果的に推進するため、鶴岡市再犯防止推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 鶴岡市再犯防止推進計画の策定及び推進に関する事項
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 協議会は、委員20人以内で組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) 更生保護に関する活動に従事する者
- (4) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

2 協議会に、会長及び副会長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

3 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

5 本協議会は、必要に応じて、オブザーバーを置くことができる。

(任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第5条 協議会は、会長が招集し、会議の議長となる。ただし、最初の協議会は市長が招集する。

2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

(意見の聴取)

第6条 協議会は、必要に応じ、委員以外の者に出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、健康福祉部福祉課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和5年8月15日から施行する。